

事務連絡  
令和2年3月24日

各市町村（学校組合）教育委員会

給与関係担当者様

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

給与担当 (TEL : 088-821-4906)

新規採用職員等に係る法定外控除の委任手続きについて（依頼）

日頃は、給与事務に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規採用職員等（割愛採用職員・任期付職員・期限付職員を含む。以下「職員」といいます。）については、月々の給与から互助会の会費等を控除するため、年度当初に法定外控除の手続きをする必要があります。（令和2年4月1日発令者の多くは、4月6日までに手続きをしなければなりません。（4月1日発令者以外は、最初の給与支給月の5日まで））

このためお手数ですが、職員が配置される貴管内の学校に別添依頼文書等を送付していただき、職員が速やかに法定外控除の手続きを行うよう、お取り計らいください。

お忙しいところ恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

#### 【送付書類】

- 1 「新規採用職員等に係る法定外控除の委任手続きについて（依頼）」（令和2年3月24日付け、事務連絡（学校事務担当者あて））
- 2 「法定外控除について」（令和2年3月9日付け、事務連絡（新規採用職員の皆さんあて））  
（期限付職員は、事務連絡（令和2年度に期限付職員となる皆さんあて）、参考添付（期限付・互助会加入申込書）を送付）
- 3 「委任状」（様式1）

#### 【貴職への依頼事項】

職員が配置される学校に、別途お送りしている職員番号の通知とともに（委任状の記載にあたって、職員番号が必要なため。）、上記1～3を送付してください。（年度途中で任期付職員・期限付職員が配置された場合は、その都度上記1～3を送付してください。）

なお、1～3については、お手数ですが、送付される学校数に応じて必要部数をコピーしてください。（当該書類は「こうちぎょうせいネット」の給与担当からのお知らせに掲載していますのでご活用ください。）

#### 【その他留意事項】

職員に作成いただいた委任状は、貴職を経由せずに、直接、高知県教育委員会教職員・福利課給与担当まで送付するようにお取り計らいください。

該当学校 給与事務担当者 様

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課 給与担当

### 新規採用職員等に係る法定外控除の委任手続きについて（依頼）

給与事務については、平素から格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日付けの人事異動に伴う新規採用等の方について、月々の給与から互助会の会費等の控除を行うためには、年度当初に法定外控除の委任をしていただくことが必要になります。

つきましては、貴校に令和2年度に配属される新規採用者等に、委任状（様式1）を作成くださるようお願い計らいください。

なお、新規採用者には、別添の依頼文書及び委任状（様式1）を事前に送付しておりますが、期限付職員には、貴校において着任日に期限付職員用の依頼文書及び委任状（様式1）を配付くださるようお願いいたします。

また、期限付職員以外の委任状については、基本的に全項目の委任をお願いしたいので、様式1（全項目委任用）のみを送付いたしますが、どうしても委任をしたくない項目がある場合には、様式2を提出していただくようお願いいたします。（様式2が学校にない場合は、ご連絡ください。）

#### 記

#### 1 委任手続き等

区 分	委任状	提出期限 ※1	様式等の送付	職員番号の通知
正規職員となる者	必要	4月6日 (月)	3月に送付済	教職員・福利課 から通知（別途 学校長宛）
過去に本県の正規 職員であった者	再任用	—	—	同上
	割愛採用	不要	—	※2
任期付職員となる者	必要 ※3	4月6日 (月)	3月に送付済	人事主管課から 通知（市町村立 学校は各市町村 教委経由）
期限付職員となる者		4月16日 (木)	各校において 着任日に配付	

※1 提出期限まで（4月1日発令者以外は、最初の給与支給月の5日まで）に必着  
をお願いします。期限に間に合わない場合は、原本の送付に先立ってFAX送信  
してくださるよう併せてお願いします。

※2 職員番号は過去に使用していたものとなりますので、改めて通知は行いません。

※3 令和2年度内に再度の任用となる場合で、職員番号が令和2年4月1日以降に  
使用していたものと同じ場合は手続き不要です。

#### 2 送付・問い合わせ先

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

教職員・福利課 給与担当 澤田

TEL：088-821-4906 / FAX：088-821-4725

提出にあたって、送付状（事務連絡・FAX送信表など）の添付は不要です。

市町村（学校組合）立学校におかれては、教育委員会を経由せずに、直接送付してください。

## 2 法定外控除委任状

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 9 日

新規採用職員（任期付職員を含む）の皆さんへ  
人事交流等による採用職員の皆さんへ

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課 給与担当

### 法定外控除について

公立学校職員については、条例により職員の給与から下記1の項目について控除をすることができますようになっていますが、当該項目について給与から控除を行うためには、職員の委任が必要となります。

つきましては、下記2、3に留意のうえ、関係書類に所属長の確認印を受け、各所属の事務担当者を經由して、4月6日（月）まで（必着）（4月1日採用者以外は、最初の給与支給月の5日まで）に教職員・福利課給与担当あてに提出してください。

なお、控除を委任する職員については、控除金額の入力のため、各債権者に氏名、職員番号の情報を提供することになります。

#### 記

##### 1 控除項目

- (1) 職員の互助会に関する条例（昭和39年高知県条例第59号）の適用を受ける互助会の掛金
- (2) 県公舎及び職員宿舎に係る使用料
- (3) 高知県学校生活協同組合が取り扱う生命保険及び損害保険の保険料並びに共済掛金
- (4) 高知県学校生活協同組合の物品購入代金
- (5) 公益財団法人日本教育公務員弘済会高知支部の会費
- (6) 技能職員の勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄金（条例適用職員は法定控除）
- (7) 職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例に規定するもの（当該条例適用者から異動してきた職員等に適用）
  - ア 一般財団法人高知県警察義会及び警察職員生活協同組合が取り扱う生命保険及び損害保険の保険料並びに共済掛金
  - イ 一般財団法人高知県警察義会の会費、物品購入代金及び貸付弁済金
  - ウ 職員の互助会に関する条例（昭和39年高知県条例第59号）の適用を受ける互助会の貸付弁済金
  - エ 地方職員共済組合高知県支部、高知県庁消費生活協同組合及び地方公務員法第53条の規定に基づく登録を受けた職員団体が取り扱う生命保険及び損害保険の保険料並びに共済掛金
  - オ 高知県庁消費生活協同組合の物品購入代金
  - カ 四国労働金庫の預金、定期積金及び貸付弁済金

2 1に掲げる控除項目の全てについて、当該債権者から請求があった場合に、その請求金額の給与からの控除を給与支払者に委任する職員は、様式1を提出してください。

3 控除項目のうち、控除を委任しないものが1項目でもある場合は、所属の事務担当者に相談してください。

<p>【問い合わせ先】 高知県教育委員会事務局教職員・福利課 給与担当 澤田 TEL：088-821-4906/FAX：088-821-4725</p>
--

令和2年4月 日

教職員・福利課長 様

所 属

職員番号

氏 名

印

下記項目について、給与から控除することを委任する旨申し立てます。

記

○控除を委任する項目

公立学校職員の給与に関する条例第27条の3に規定する全項目  
(ただし、職員駐車場の利用料金を除く。)

所属長確認印

(私印)

※「消せるボールペン」は使用しないでください。

# (期限付職員 法定外控除)

事 務 連 絡

令和2年度に期限付職員となる皆さんへ

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課 給与担当

## 法定外控除について

公立学校職員については、条例により職員の給与から下記1の項目について控除をすることができますようになっています。

期限付職員（臨時的任用教職員）については、下記1の（1）の互助会の会費を控除することができますが、当該項目について給与から控除を行うためには、職員の委任が必要となります。

つきましては、下記2から4に留意のうえ、関係書類に所属長の確認印を受け、各所属の事務担当者を経由して、最初の給与支給月の5日まで（必着）（4月1日に発令された者は、4月16日（木）（必着））に教職員・福利課給与担当あてに提出してください。

なお、控除を委任する職員については、控除金額の入力のため、債権者（一般財団法人高知県教職員互助会（以下「互助会」という。））に氏名、職員番号の情報を提供することになります。

## 記

### 1 控除項目

- （1）職員の互助会に関する条例（昭和39年高知県条例第59号）の適用を受ける互助会の掛金
- （2）県公舎及び職員宿舎に係る使用料
- （3）高知県学校生活協同組合が取り扱う生命保険及び損害保険の保険料並びに共済掛金
- （4）高知県学校生活協同組合の物品購入代金
- （5）公益財団法人日本教育公務員弘済会高知支部の会費

2 1の（1）に掲げる控除項目について、互助会から請求があった場合に、その請求金額の給与からの控除を給与支払者に委任する職員は、様式1を提出してください。

3 一般財団法人高知県教職員互助会（TEL：088-821-4917）の令和2年度分加入申込書（様式を参考添付しています。）は、令和2年3月末頃に互助会から各所属へ送付されますが、加入の意思がある場合は、申込前に様式1を提出することは差し支えありません。

4 様式1の提出が、最初の給与支給月の5日に間に合わない場合は給与から控除できませんので、控除できなかった掛金は、互助会から送付される納付書で払い込むようにしてください。

【問い合わせ先】 高知県教育委員会事務局教職員・福利課 給与担当 澤田  
TEL：088-821-4906/FAX：088-821-4725

(期限付職員 法定外控除)

様式1

令和 年 月 日

教職員・福利課長 様

所 属

職員番号

氏 名

印

下記項目について、給与から控除することを委任する旨申し立てます。

記

○控除を委任する項目

公立学校職員の給与に関する条例第27条の3第1号に規定する項目  
(職員の互助会に関する条例(昭和39年高知県条例第59号)の適用を受ける互助会の掛金)

所属長確認印

(私印)

(私印)

※「消せるボールペン」は使用しないでください。

## 令和2年度 高知県教職員互助会加入申込書兼同意書

令和2年4月1日以降に、公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得された期限付職員(臨時的任用教職員)が対象で、35歳以上の方(令和2年4月1日時点)は一般互助部とあわせて退職互助部の加入資格を有しています。

下の表に、組合員資格を取得された方の「共済組合員証番号」・「共済組合員資格取得年月日」・「生年月日」・「氏名」をご記入のうえ、加入される方は氏名欄の右の申込印欄に押印をお願いいたします(加入されない場合でも、共済組合員証番号・共済組合員資格取得年月日・生年月日・氏名欄はご記入ください)。

なお、この申込書は医療費補助金及び家族医療費補助金等の給付等を受けていただくために必要な、公立学校共済組合高知支部が保有する組合員情報、被扶養者情報及び医療費情報を、当互助会が同支部から提供を受けることの同意書を兼ねています。

番号	共済組合員証番号 (職員番号)	共済組合員 資格取得年月日 (採用年月日)	生年月日	フリガナ	一般互助部 申込印	退職互助部 申込印 (35歳以上)
				氏名		
1		令和 年 月 日	昭和 年 月 日 平成			
2		令和 年 月 日	昭和 年 月 日 平成			
3		令和 年 月 日	昭和 年 月 日 平成			
4		令和 年 月 日	昭和 年 月 日 平成			
5		令和 年 月 日	昭和 年 月 日 平成			

一般財団法人 高知県教職員互助会理事長 様

上記のとおり、加入意思の確認をしましたので、申込書兼同意書を提出いたします。

提出日ー令和 年 月 日

所属所名

所属所長 職名・氏名

職印

※ 退職互助部のみの加入はできませんので、一般互助部とあわせてご加入ください。

※ 加入される方がいない場合でも、所属所長欄は記入・押印ください。

※ 必要な場合は、提出前にコピーをとって保管してください。

## 期限付職員用(記入例)

### 令和2年度 高知県教職員互助会加入申込書兼同意書

令和2年4月1日以降に、公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得された期限付職員(臨時的任用教職員)が対象で、35歳以上の方(令和2年4月1日時点)は一般互助部とあわせて退職互助部の加入資格を有しています。

下の表に、組合員資格を取得された方の「共済組合員証番号」・「共済組合員資格取得年月日」・「生年月日」・「氏名」をご記入のうえ、加入される方は氏名欄の右の申込印欄に押印をお願いいたします(加入されない場合でも、共済組合員証番号・共済組合員資格取得年月日・生年月日・氏名欄はご記入ください)。

なお、この申込書は医療費補助金及び家族医療費補助金等の給付等を受けていただくために必要な、公立学校共済組合高知支部が保有する組合員情報、被扶養者情報及び医療費情報を、当互助会が同支部から提供を受けることの同意書を兼ねています。

番号	共済組合員証番号 (職員番号)	共済組合員 資格取得年月日 (採用年月日)	生年月日	フリガナ	一般互助部 申込印	退職互助部 申込印 (35歳以上)
				氏名		
1	123456	令和2年4月1日	昭和50年6月3日 平成	フカ タロウ 福利 太郎	福利	福利
2	456789	令和2年4月1日	昭和43年3月8日 平成	ゴジョ ハナコ 互助 花子		
3	789123	令和2年4月1日	昭和5年10月12日 平成	ゴジョ イチロウ 互助 一郎	互助	
4		令和 年 月 日	昭和 年 月 日 平成			
5		令和 年 月 日	昭和 年 月 日 平成			

一般財団法人 高知県教職員互助会理事長 様

上記のとおり、加入意思の確認をしましたので、申込書兼同意書を提出いたします。

提出日ー令和 2年 4月 3日

所属所名

〇〇〇学校

所属所長 職名・氏名

〇〇〇学校長 〇〇〇〇



※ 退職互助部のみの加入はできませんので、一般互助部とあわせてご加入ください。

※ 加入される方がいない場合でも、所属所長欄は記入・押印ください。

※ 必要な場合は、提出前にコピーをとって保管してください。